定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「各種法人等（各種外国法人を含む。以下この条において同じ。）の代表者（外国法事務弁護士法人、監査法人（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるものを除く。）、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び弁理士法人にあつては当該法人の社員、日本弁護士連合会及び弁護士会にあつては副会長を含み、各種外国法人の日本における代表者を除く。）又は代理人」と、「ともに」とあるのは「ともに、独立行政法人等（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等及びこれに準ずる法人として法務大臣が指定するものをいう。以下この条において同じ。）において代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合を除き」と、同項第一号中「上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置」とあるのは「代表者等住所非表示措置」と、同号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所」とあるのは「主たる事務所（当該各種法人等が各種外国法人等である場合にあつては、日本に設けた事務所」と、「実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）」とあるのは「実在すること」と、「本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）」とあるのは「主たる事務所の所在場所」と、同項第二号中「上場会社以外の会社の支配人」とあるのは「代理人」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）第五条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）」とあるのは「認められないとき」と、「上場会社」とあるのは「独立行政法人等」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九